

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年11月28日

【担当】
東京労働局雇用環境・均等部指導課
指導課長 高橋 英雄
総括雇用環境改善・均等推進指導官
後藤 珠美
(電話) 03-3512-1611

報道関係者 各位

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

－今後、カスハラ・就活セクハラにかかる防止措置が義務化されます－

東京労働局（局長 増田 嗣郎）では、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、下記の取組みを行います。

－東京労働局「職場のハラスメント撲滅月間」の取組み－

1. ハラスメント防止措置にかかる企業指導

各法で定められたハラスメント防止対策の措置義務の履行状況を確認し、法令違反の是正を図るとともに、改正法について周知します。

2. 就活生等への周知啓発

就職活動を行う学生に対する啓発指導を行う大学等への講師派遣のほか、就職活動を行う学生向けのリーフレット（別添3）をお配りし、ハラスメント防止にかかる理解を深めていきます。

3. 労使団体等、関係団体への周知啓発

各団体等が開催する講習会への講師派遣のほか、各団体の機関紙へハラスメント防止に係る内容や「撲滅月間」のリーフレット（別添1、2）の掲載を要請し、労使に幅広くハラスメント撲滅への取組みの促進を図っていきます。

4. その他

厚生労働省主催のハラスメント対策のシンポジウムや、厚生労働省委託事業で行われる職場におけるハラスメント対策研修を周知します。

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

～働く人を守り、組織を強くし、信頼される職場を～

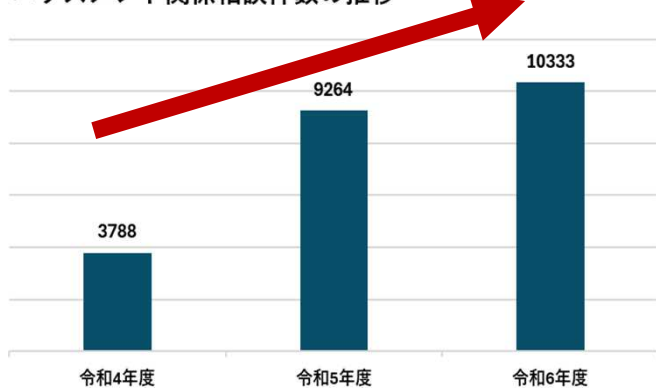
別添 1

東京労働局では、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法に基づき、ハラスメント防止措置等の法令違反について報告請求等による是正指導、個別の紛争解決のための援助、調停のほか、個別労働紛争解決促進法に基づき、労働相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんを行っています。

ハラスメント関係相談件数

東京労働局に寄せられたハラスメント関係の相談件数は、年々増加傾向にあります。

ハラスメント関係相談件数の推移



東京労働局の12月の取組み

- ・報告請求等の企業指導
各法で定められたハラスメント防止対策の措置義務の履行状況を確認し、法令違反の是正を指導します。
- ・就活生等への周知啓発
就活を行う学生に対する啓発指導を行う講師を大学に派遣します。
ハローワークが主催する就活生向け説明会に講師を派遣します。
- ・労使団体等、関係団体への周知啓発
講習会への講師派遣、広報誌等への掲載依頼を行います。

対応事例1(報告請求:パワハラ防止措置に係るケース)

- 事案** 社内でパワハラ行為が横行しているが、ハラスメントの相談窓口が無く困っている。会社の代表に相談窓口の設置を提案したが、必要ないと一蹴されてしまった。相談窓口の設置などの、ハラスメント防止措置を講じるよう会社を指導してほしい。
- 結果** 会社に確認したところ、相談窓口の設置や周知といった、ハラスメント防止措置が全く講じられていないことが判明したため、早急にハラスメント防止措置を講じるよう、助言を行った。その後、相談窓口の設置や、労働者に対して窓口を周知したこと等、ハラスメント防止措置が講じられたことを確認し、是正となった。

対応事例2(調停:セクハラ防止措置に係るケース)

- 事案** 職場の飲み会での上司によるセクハラ等により、就労困難となり自主退職した。精神的苦痛と就労経験を積む機会を奪われた損害に対し、補償を求めて調停を申請。
- 結果** 会社のセクハラ防止措置は一通り講じられていたと認められるものの、紛争解決のため、会社に対して、再発防止措置、今後のハラスメント防止措置の徹底について教示した。その上で、金銭的解決に係る金額の調整を行った結果、会社が解決金を支払うことで合意が成立し、和解した。

改正法について

「カスタマーハラスメント」及び「求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）」を防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

※施行日は法律の公布の日から起算して1年6ヶ月以内で政令で定める日

事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示される予定ですが、現時点においては、**望ましい取組**として、以下対応をお願いしています。

カスハラ対策

- (1) 事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
- (2) 従業員(被害者)のための相談対応体制の整備
- (3) 対応方法、手順の策定
- (4) 社内対応ルールの従業員等への教育・研修
- (5) 事実関係の正確な確認と事案への対応

就活セクハラ対策

- (1) 就職活動中の学生等に対するハラスメントを行ってはならない方針の明確化
- (2) 相談があった場合の適切な対応

ハラスメント対策シンポジウム ※厚生労働省主催

開催日時: 2025年12月10日(水) オンライン開催

業界団体におけるカスハラ対策の取り組み事例や、カスハラ対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッションを実施予定です。



あかるい職場応援団

あかるい職場応援団 HP

検索

ハラスメントに悩んでいる方や、会社の人事労務担当者向けに、動画・裁判例・他企業の取組例など様々なコンテンツを提供しています。



職場におけるハラスメント対策研修の実施 ※厚生労働省委託事業

開催日時: 2025年12月11日(木)

企業がハラスメントの予防・解決のための取組をより実効的に進めていくことができるよう、事業主や人事労務担当者、企業の相談窓口担当者向けに、ハラスメント対策に関する実務的な内容について解説するオンライン研修を開催します。



改正労働施策総合推進法等説明会 ※東京労働局 雇用環境・均等部主催

開催日時: 2026年3月3日・3月6日 場所: 日本教育会館 一ツ橋ホール

カスハラ、就活セクハラの新法改正のポイントと、企業に求められる対応をわかりやすく解説します。詳細は、今後東京労働局ホームページ等へ掲載します。

都内の企業の職場におけるハラスメント防止措置に関するご相談は、東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 (☎03-3512-1611) へ



東京労働局公式Xでは、随時最新情報を投稿しています。是非フォローをお願いします。



毎年12月は

別添2

「職場のハラスメント撲滅月間」です

すべての事業主に対し、職場におけるハラスメント（※）の防止措置が義務付けられています。

防止措置は実施していますか？

防止措置は有効に機能していますか？

一度研修をやったキリになっていませんか？

法律に基づいたハラスメント防止措置を実行するとともに、「職場のハラスメント撲滅月間」に運用状況の把握や必要な見直しを行い、ハラスメントのない職場づくりに取り組みましょう

※パワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に



NO! カスハラ

カスハラ防止措置が事業主の義務になります
2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

12月は職場のハラスメント撲滅月間です
2025年12月10日(水)、
職場におけるハラスメント対策シンポジウムを
オンラインで開催します。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp>

「希望」の会社を「失望」に変えない



NO! 就活セクハラ

NO! 一緒に食事に行かない?
NO! 恋人はいるの?
NO! 個人のSNSアカウントを教えて
NO! すごくスタイルいいね!

就活セクハラ防止措置が事業主の義務になります
2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

12月は職場のハラスメント撲滅月間です
2025年12月10日(水)、
職場におけるハラスメント対策シンポジウムを
オンラインで開催します。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp>

労働施策総合推進、男女雇用機会均等法の改正により、「カスタマーハラスメント」及び「求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）」を防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

ハラスメント防止措置についての相談窓口



ハラスメント防止措置の内容や取組方法などあらゆるご相談に応じています。
お気軽にご相談ください。

お問合せ先：東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎03-3512-1611

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索

「希望」の会社を「失望」に変えない



NO!

一緒に食事に行かない?

NO!

恋人はいるの?

NO!

個人のSNSアカウントを教えて

NO!

すごくスタイルいいね!

就活セクハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

詳しくはコチラ



12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、
職場におけるハラスメント対策シンポジウムを
オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

※当社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめてください。



ハラスメント対策の総合サイト

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/> [NOハラスメント]

